

大学共同利用機関外部検証実施要領(案)

令和8年〇月〇日
研究振興局大学研究基盤整備課

大学共同利用機関の外部検証は、大学共同利用機関検証ガイドライン(令和8年2月研究環境基盤部会)(別紙1)に定めるもののほか、この大学共同利用機関外部検証実施要領により行うものとする。

1. 外部検証の実施体制について

「第4期中期目標期間における大学共同利用機関の在り方について(審議のまとめ)」(平成30年12月研究環境基盤部会)に基づき、外部検証は、学術研究の特性を踏まえつつ、各大学共同利用機関の研究成果や将来性等を専門的かつ客観的に評価することができる研究者を含む有識者による体制のもとで実施する。具体的には、大学共同利用機関の検証に関する作業部会(以下「検証作業部会」という。)の委員を中心に、専門性や分野融合等に配慮し所要の有識者(以下「専門家」という。)を加える体制(大学共同利用機関の外部検証における各分野の専門家の選定等については、別紙2に定める。)とする。

2. 外部検証の実施方法について

外部検証は、各大学共同利用機関法人が提出した「自己検証結果報告書」に基づき、検証作業部会の委員を中心に、その検証の妥当性等について検討する。

外部検証は、以下のプロセスにより行うものとする。

① 専門家による意見書の提出

専門家は、その専門性等に応じ事務局より依頼のあった大学共同利用機関について、自己検証結果報告書に対する意見書(様式は別紙3を用いる。)を作成し、事務局に提出する。事務局は、全ての大学共同利用機関についての意見書をとりまとめ、委員に提示する。専門家から提出された意見書は、②の委員による外部検証及び検証作業部会における議論等の参考とするが、当該意見が検証結果を拘束するものではないことに留意する。

② 委員による外部検証

委員は、全ての大学共同利用機関についてそれぞれ外部検証様式を作成し、事務局に提出する。その際、①で専門家が提出した意見書の内容を参考としつつ検証を実施する。この際、自己検証結果報告書の内容に関して各大学共同利用機関に確認すべき事項があれば、当該機関に対して書面で回答を求めることができる。委員からの質問は事務局がとりまとめた上で各大学共同利用機関に回答を求めるとともに、各大学共同利用機関からの回答についても事務局がまとめ、全ての委員に対してその内容を提示する。また、委員からの求めがあり、特に必要と認められる場合には大学共同利用機関に対して自己検証結果報告書の内容に関するヒアリングを行うことができる。

③ 検証作業部会における外部検証結果(案)の検討

②による各委員の外部検証結果の提出を受けて、検証作業部会を開催して外部検証結果の検討を行い、検証作業部会による外部検証結果(案)を作成する。(様式は、委員による外部検証結果と同様と

する。)検討に当たり、検証作業部会は必要に応じ専門家の出席を求めるものとする。これらの会議は全て非公開で開催する。

④大学共同利用機関による意見申し立て

検証作業部会による外部検証結果(案)は、速やかに各大学共同利用機関法人を通じて各機関に通知する。大学共同利用機関は、その結果に対して、意見申し立てを行うことができる。

⑤研究環境基盤部会による外部検証結果の決定

③による検証結果(案)及び④の意見を踏まえ、研究環境基盤部会において、最終的な外部検証結果を決定する。(様式は、委員及び検証作業部会による外部検証結果と同様とする。)決定された外部検証結果は、速やかに各大学共同利用機関法人を通じて各機関に通知する。

3. その他

(1)検証の公開等

- ① 各大学共同利用機関の自己検証結果報告書及び研究環境基盤部会で決定された外部検証結果は、文部科学省ホームページ等への掲載により速やかに公開する。
- ② 外部検証の適正な実施の観点から、①を除く資料(専門家による意見書、委員による外部検証様式、その他検証作業部会に提出された資料を含む。)、検証作業部会の議事、専門家の氏名及びその他外部検証の適正な実施のために公開することが適当でないものは非公開とする。

(2)利害関係者の排除

以下に該当する者は、委員または専門家として当該大学共同利用機関の外部検証に参加することはできない。

- ① 当該機関に専任又は兼任として在職(就任予定を含む。)し、または過去3年以内に在職していた場合(報酬を伴わない者を除く。)
- ② 実施主体である機関を設置する法人の役職員として在職(就任予定を含む。)している場合
- ③ その他中立・公正に審査を行うことが困難であると判断される事由がある場合(当該機関による公募等を経て当該機関との共同研究に代表研究者等として参加し、または過去3年以内に参加していた場合等を含む。)

(3) 秘密保持

- ① 委員及び専門家は、検証作業の過程で知ることのできた情報について外部に漏らしてはならない。
- ② 委員及び専門家は、検証作業のために取得した情報(各種資料を含む。)は、他の情報と区別し、善良な管理者の注意義務をもって管理することとする。

(4) その他

本実施要領は、各大学共同利用機関等を取り巻く諸事情等を踏まえ、必要に応じて見直し・改善を行う。

大学共同利用機関の外部検証における各分野の専門家の選定等について(案)

大学共同利用機関外部検証実施要領(以下「実施要領」という。)で定める「専門家」の選定手続等については、以下の通りとする。

1. 専門家の選定について

(1) 候補者の推薦

学術調査官(科学研究費補助金担当)(以下「学術調査官」という。)及び各大学共同利用機関に対し、以下の通り専門家の候補者推薦を依頼する。

この際、実施要領の3(2)に定める利害関係者(以下「利害関係者」という。)を推薦することはできないこと、また学術調査官のうち利害関係者に当たる者には専門家の推薦を依頼しないことに留意する。

(ア) 学術調査官からの候補者推薦

- ・ 中立的な立場であり、かつ、専門的知見を有して学術コミュニティにおけるネットワーク等により、各分野の専門家を承知していると考えられる学術調査官に対して、大学共同利用機関ごとに3名程度の候補者の推薦を依頼する(各候補者の推薦に当たっては、「科学研究費助成事業における審査委員名簿」や「日本学術会議の会員・連携会員一覧」を参照してもらう。)
- ・ その際、異なる大学共同利用機関において同一の専門家を推薦することを妨げるものではない。
- ・ 推薦に当たっては、推薦理由等を付して推薦することを求める。

(イ) 各大学共同利用機関からの候補者の推薦

- ・ 各大学共同利用機関から当該機関の研究分野に知見のある候補者について3名程度の推薦を依頼する。
- ・ 推薦に当たっては、推薦理由等を付して推薦することを求める。

(2) 候補者の優先順位付け及び専門家の決定

学術調査官及び各大学共同利用機関から推薦のあった候補者(一機関当たり6名程度)について、学術調査官が優先順位を付し、検証作業部会主査の確認を得た上で優先順位の上位から順に、一機関につき3名を専門家として決定する。この際、異なる大学共同利用機関について、できる限り同一の専門家を選ぶことのないよう留意する。

外部検証 意見書(様式)(案)

専門家名 ●●●●

1. 大学共同利用機関名

--

2. 総合所見

(優れた点等)
(課題、改善を要する点等)
(その他)

3. 観点毎の所見

<運営面>
<中核拠点性>
<国際性>
<研究資源>
<新分野の創出>
<人材育成>
<社会との関わり>
<自由記述>